

ディスクロージャー

レポート 2014



TOKYO KOSEI SHI

経営理念

1. 世のため人のための金融に積極的に取り組みます。
2. 常に時代が求める新商品の提供に努め、金融機関の使命を果たします。
3. お客様と心の通い合う丁寧な応接・支援をいたします。

Contents

- 1 ■ ごあいさつ
- 1 ■ 東京厚生信用組合の概要
- 2 ■ 役員・組織図
- 3 ■ 当組合の沿革
- 4 ■ 地域貢献活動
- 5 ■ コンプライアンス体制とリスク管理体制
- 6 ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況
- 7 ■ 苦情処理措置及び紛争解決措置について
- 8 ■ 平成25年度 業績と経営内容
- 18 ■ 自己資本の充実の状況
- 24 ■ 不良債権処理について
- 25 ■ 総代会
- 27 ■ 業務のご案内

NYO KUMIAI

ごあいさつ

平素より、当組合に対しまして、格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

この度、当組合の第61期(平成25年度)の業務内容ならびに経営の状況等を取りまとめたディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧頂ければ幸いに存じます。

当組合は、お陰様をもちまして平成25年8月に創立60周年を迎えることができました。これもひとえに組合員やお取引先の皆様のご理解とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

昨年度の我が国の経済を振り返りますと、デフレ脱却と本格的な経済再生に向け、着実に回復基調が継続いたしました。中小規模事業者への波及効果については、まだ充分とは言えない状況が続いているものと思われま。

このような状況下で、当組合は業域信用組合として医療・福祉・環境衛生の事業者の皆様のご要望にお応えするとともに、地域のお客様のニーズに合ったサービスを提供申し上げてまいりましたが、これまで以上に良質な金融サービスを提供して行くためには、盤石な財務基盤を構築することが重要と考え、平成26年3月末に金融機能強化法に基づく資本支援を受け、自己資本の充実を図りました。

今後は、こうした資本増強による当組合の財務基盤の強化を背景として、安定的かつ円滑な資金供給や経営支援等の責務を果たし、業域及び地域の皆様のお役に立てるよう努めていく所存でございますので、皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

理事長 稲村久仁雄

東京厚生信用組合の概要

「中小企業等協同組合法」に基づく中小企業者や勤労者の協同組合組織による相互扶助を目的とした金融機関です。特に当組合は、業域信用組合として、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金のお貸出、老人福祉施設や障害者施設等各種福祉施設の開設・運営資金のお貸出、個人のお客様の資金需要に対する各種ローンなどのサービスの提供を行い、信用組合としての社会的責任を果たすことにより、業域及び地域の発展に寄与しております。

名 称	東京厚生信用組合	代 表 者	理事長 稲村 久仁雄
設 立	昭和28年8月8日	組 合 員 数	8,363名
出 資 金	5,277百万円	常勤役員数	67名
本 部 所 在 地	東京都新宿区西新宿 6-2-18	電 話 番 号	03-3342-2411 (代)
ホームページ	http://www.tokyokosei.co.jp	店 舗 数	4店舗

店舗のご案内

営業時間(窓口) | 月曜日～金曜日 9:00～16:00

休 業 日 | 土、日、祝祭日及び銀行法に定める休日

本部・本店

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-18

Tel 03-3342-2411(代)

浅草支店

〒111-0043 東京都台東区駒形1-1-12

Tel 03-3843-8411(代)

小平支店

〒187-0041 東京都小平市美園町1-31-1

Tel 042-343-0321(代)

青梅支店

〒198-0036 東京都青梅市河辺町10-8-3

Tel 0428-24-2111(代)

●ATM(現金自動預払機)は全店舗に設置してあります。

●お取引が出来る方

1. 都内一円、神奈川県(川崎・横浜市)及び埼玉県(朝霞・入間・所沢・戸田・新座・飯能市)において中小規模(法令に基づく)の福祉・医療・環境衛生及びこれに関連する事業を営む事業者、その事業者の役員及び従業員の方
2. 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内で中小規模の事業(業種は問いません)を営む事業者、事業者の役員及び従業員の方
3. 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内に住所・居所を有する個人の方

役員・組織図

役員

理事長	
稲村 久仁雄	
常務理事	
中山 功	
理事・本店長	
高原 伸二	
理事・審査部長	
高田 肇	
理事（非常勤）（※1）	
大江 忠	弁護士 青山学院大学法科大学院客員教授
苅安 達男	(福)元気村理事 日本障害者フライングディスク連盟理事長 元厚生省保険局国民健康保険指導管理官
長橋 茂	元厚生省老人保健福祉局指導調査室長
村井 仁昭	元独立行政法人 福祉医療機構理事 元国際医療福祉大学常務理事 財団法人 社会環境研究センター専務理事
野村 寛	(福)福栄会理事長 前(福)東京都社会福祉協議会事務局長 前(福)全国社会福祉協議会監事
本田 恒太	東都連業株代表取締役 (社)東京環境保全協会常任顧問

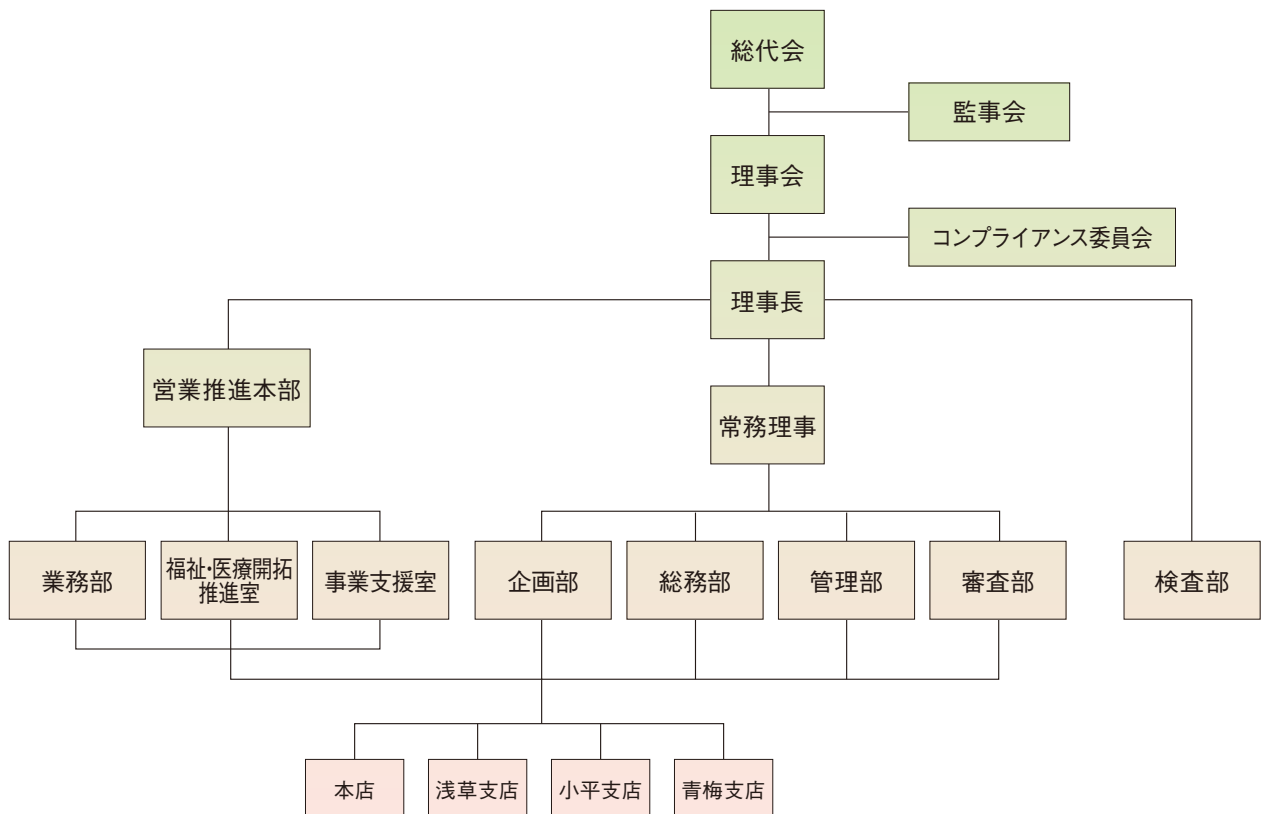
監事（常勤）	
平山 圭樹	
監事（非常勤）（※2）	
吉川 裕一	税理士 吉川税務会計事務所
石橋 秀樹	公認会計士 石橋公認会計士事務所

(※1) 当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の他面的な反映に努めております。

(※2) 非常勤監事は、「協同組合による金融事業に関する法律第5条の3」に規定する、員外監事であります。

(平成 26 年 6 月末現在)

組織図



当組合の沿革

当組合の沿革

昭和28年 8月

設立、台東区に本店を定める。

昭和39年10月

新宿支店開設。

昭和42年 6月

店舗所在地区として台東区、新宿区の営業認可を受ける。

昭和43年10月

小平支店開設。
小平市・東村山市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始。

昭和46年 2月

組合員資格として環境衛生業を追加。

昭和50年 4月

青梅支店開設。
青梅市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始。

昭和52年 6月

地域信用組合の営業範囲の一部として、千代田区・中央区・渋谷区・中野区・小平市・田無市・東久留米市・東村山市・青梅市・羽村市の営業認可を受ける。

昭和55年 8月

新宿区西新宿に新本店ビルを建設。
本店を浅草より移転するとともに、新宿支店を合併し、営業開始。
旧本店を浅草支店として営業開始。

昭和57年 5月

全店オンラインシステム稼働開始。

平成 元年 3月

現金自動預払機(ATM)全店稼働。

平成 3年 2月

第5次ネット・キャッシュサービス取扱開始。

平成 5年 8月

信用組合共同センターに加盟。

平成12年 3月

デビットカード取扱開始。

平成12年10月

東京都国民健康保険団体連合会により振込金融機関の指定を受ける。

平成13年 6月

田無市と保谷市の合併に伴う西東京市の営業認可を受ける。

平成17年 6月

独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉事業施設の整備事業に対する貸付に係る覚書締結。

平成19年 5月

信用組合共同センター 第5次システム稼働。

平成20年 8月

神奈川県川崎市・横浜市、埼玉県所沢市・朝霞市・入間市・飯能市・戸田市・新座市の2県8市の業域営業認可を受ける。

平成24年 3月

優先出資を発行。

平成26年 3月

優先出資を発行。

平成26年 5月

でんさいネットのサービス提供開始。

平成26年 6月

経営革新等支援機関の認定取得。

地域貢献活動

地域貢献活動の状況について

1. 貢献に対する組合の経営姿勢

- ▶ 当組合は業域信用組合として、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金のお貸出、老人福祉施設の開設・運営に係る資金のお貸出を行い、信用組合としての責任を果たすことにより、業域・地域の発展に寄与しております。
- ▶ 当組合は業域・地域と一体であることが相互の発展をもたらすものであるとの認識から、地元町内会や商店会の主催する行事への参加、ボランティア活動への参加を通じて、相互理解を深め信頼関係を構築するよう努めております。

2. 預金を通じた地域貢献

- ▶ 当組合がお客様からお預りしているご預金は、医療・福祉・環境衛生に関連した事業を営む皆様の設備資金や運転資金としてお貸出しております。
また、個人のお客様には住宅ローン等のお貸出を通じて、生活環境の向上、地域発展のために使われております。

3. 融資を通じた地域貢献

- ▶ 当組合は、60周年記念キャンペーンとして以下の商品を取扱い、業域・地域の皆様の資金需要に貢献しております。
(平成25年4月～平成26年3月)

貸出商品	件数	金額
医師向け	15	192,357
歯科医師向け	40	281,990
小口事業者ローン	99	157,182
大型事業者ローン	32	888,381
福祉関連融資	60	1,813,255
東京環境保全協会向け	4	101,140
住宅ローン	20	349,300
消費者ローン	73	167,890
オリックス保証	21	247,200
保証協会付	27	155,250
不動産融資	84	4,155,489
合計	475	8,509,434

4. 地域密着型金融に関する事項

- ▶ 業域信用組合として社会福祉や環境衛生など、地域・生活に密着した活動を行い、NPO法人(介護福祉関連)の設立、創業支援やグループホーム、障害者事業所等を支援し、地域貢献を図っております。
- ▶ 過度に不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の1つとして、医療機関や特別養護老人ホーム、居宅介護サービス事業者等が毎月受領する診療報酬、調剤報酬及び介護報酬等を債権譲渡担保として当該取引先の資金需要に対応しています。
また、当組合独自商品「債権譲渡担保融資」は介護給付金等の債権譲渡担保融資の取組みとして優れた特色あるものと認められ平成21年2月27日関東財務局より顕彰を受けました。

5. 地域へのサービスの充実度

- ▶ ATM サービス
 - ・店舗設置の他、金融機関相互提携により銀行、信用金庫、信用組合、JAバンク、ゆうちょ銀行、セブン銀行のATMでもお取り扱いができます。また、コンビニエンスストア(セブンイレブン)での取り扱いもいたしております。
- ▶ 情報提供活動
 - ・営業店において、税金や法律などの専門的な相談には税理士、弁護士等専門家のご紹介を行っております。
- ▶ 苦情相談窓口の設置
 - ・皆様の貴重なご意見を広くお聞かせ願ひ、組合の経営に生かせるための体制整備として、店頭ロビーに「ご意見箱」を設置し、組合ホームページにも「苦情・ご意見」の書き込み欄を設けています。
- ▶ AED(自動体外式除動器)の設置
 - ・心臓が停止した際に電気ショックを与えて救命措置を行うAED(自動体外式除動器)を全店に設置しております。

6. 文化的・社会的貢献

- ▶ 社会的貢献
 - ・当組合役職員がホームヘルパー2級の認定を受け(平成26年6月末時点、35名)、老人福祉施設のデイサービスセンターでの介助の手伝い、敬老会等事業での車椅子介助のお手伝い等に役立てております。
 - ・認知症を正しく理解するため、多数の職員が「認知症サポーター」の認定を受けております。
 - ・地域の社会福祉協議会が主催する心身障害者の運動会やチャリティー・バザー等に参加し、行事運営のお手伝い、車椅子介助等を行っております。
 - ・各地域の皆様とのコミュニケーションを深めるため地元行事に積極的に参加しております。

コンプライアンス体制とリスク管理体制

コンプライアンス（法令等遵守）体制

○ コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当組合は、その社会的責任と公共的使命を十分理解し、各種法令や組合内の各種規程等社会的規範を忠実にかつ誠意を持って遵守することにより、業域・地域社会から信頼される金融機関をめざしております。

そのため当組合では、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスを総合的な経営運営の立場から検討、計画、評価することとしております。また、企業倫理規程、行動規程等を定め、これらを含め遵守すべき法令・組合内規程等を「コンプライアンス・マニュアル」として取りまとめ、役職員の手引書として配布、遵守の徹底を図っております。

▶ 法令等遵守に係る基本方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行してコンプライアンスの実践を図る。
- (3) その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 社会の構成員であること及び業域並びに地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

リスク管理体制

金融の自由化、国際化や技術革新の進展などにより、金融業務はますます多様化、高度化する一方で内在するリスクも増大しております。金融機関は、自らがさらされているリスクの種類、量や特性を正確に把握し、自己責任において対応を図り、適正な収益を確保しなければなりません。

当組合は、こうした認識から各事業部門が内在するリスクを総体的に捉え、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することとしております。

▶ 信用リスク管理

信用供与先の財務状況の悪化により、貸出金の回収や利息の徴求が困難となり、損失を被るリスクのことであります。当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制のもと、案件審査・与信管理を行っております。

高額な融資に当たっては、常勤役員で構成する融資審議会で慎重に審査するほか、審査部門では、内部規程に基づき定期的に業況の推移を確認し、担保評価の見直しを図っております。

また、資産管理のために厳格な自己査定を実施し、不良資産に対しては適正な償却・引当を行い、その結果については外部の監査法人の確認も受けております。

▶ 市場リスク管理

預金・貸出金の金利、有価証券の価格・外国為替の相場の変動することによる時価への影響を分析し、リスクを適切にコントロールしながら、金融資産の健全性の確保に努めております。

▶ 流動性リスク管理

資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰りを重要リスクとして位置づけ、効率的な資金運用を行っております。

▶ オペレーショナル・リスク管理（事務リスク、情報セキュリティリスク、システムリスク等）

正確・迅速かつ効率的な事務処理を行うための認識を高め、事務水準の向上、業務運営の適正化を図っております。

また、検査部による内部監査及び検査を継続的に実施し、不正や過誤の防止に努めております。

▶ 法務リスク管理

法令等の誤った理解・制定改廃の認識や苦情トラブル等への適確な対応です。当組合は、法務リスクの的確な把握と適正な管理に努めております。

▶ レピュテーションリスク管理（風評リスク）

風評リスクを管理する部門は、風評発生時における各業務部門及び営業店等の対応方法を定めております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

日本の経済動向は、景気回復基調が続いているものの、中小企業におきましては依然として厳しい環境が続いており、中小企業金融円滑化法の終了以降も経営改善・事業再生支援を求める企業が減少していない状況が続いております。

このような状況下、当組合におきましては、中小企業の皆様の経営改善等の支援は非常に重要な課題と考えており、お客様の資金需要に迅速に対応し、信用供与の維持・拡大を図るとともに、さらなるコンサルティング機能の発揮に努め、その責務を果たしていきたいと考えております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当組合は、お客様の経営改善・事業再生支援等の取組みを強化するため、平成26年6月16日付で「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

また、本業務に対する取組態勢の整備・強化を図る観点から、平成26年3月に本部内に「事業支援室」を設置いたしました。同室では、営業店と連携しながら、支援先の経営課題の分析・把握、経営改善の取組みのための方策の企画・立案、経営改善計画の策定支援などについて、必要に応じ外部の専門家等の協力を得て取り組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

外部専門家を講師とする研修の実施、外部機関が開催する研修会等への参加などにより、コンサルティング能力の向上を図るとともに、外部との連携を強化して具体的な案件の取組みに努めております。

創業又は新事業開拓、事業承継等のニーズに対しては、開業資金等の供与、外部機関が実施するセミナー情報等の紹介、創業支援等に係る各種制度融資の紹介等、様々な支援を実施してまいります。

経営に関する相談及び早期の事業再生に関する相談に対しては積極的に対応し、当組合のノウハウを結集して解決のための方策を提案できるよう努めております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

当組合は業域信用組合として医療・福祉・環境衛生の事業に対する良質な金融サービスの提供に努めるとともに、店舗所在地の地域の中小規模の事業者や個人のお客様に対しても地域密着型の金融に積極的に取り組み、地域の活性化に努めております。

苦情処理措置及び紛争解決措置について

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度（金融分野における裁判外の紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図りながら、当組合に対するお客様の信頼の向上に努めております。

<p>苦情処理措置</p>	<p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【窓口：東京厚生信用組合 業務部】 0120-294-805</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.tokyokosei.co.jp</p>
<p>紛争解決措置</p>	<p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>上記にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「東京厚生信用組合業務部」または、しんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p>仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。</p> <p>具体的内容は、仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p>

平成25年度 業績と経営内容

平成25年度の事業概況

● 金融経済環境

平成25年度の日本経済は、アベノミクス始動以降、公共投資などの内需が回復傾向にあり、また、個人消費・住宅投資は雇用・所得環境の改善が続く中で、消費税引き上げ前の駆け込み需要が鮮明となり、景気は緩やかに回復しつつあるとされています。平成26年度については、海外経済の回復、円安による輸出持ち直しにより、各種政策が効果を発揮する中で、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される所です。金融環境については、一部業種において資金需要が出てきているものの、金融機関の貸出金利競争の激化により貸出金利が低下するなど収益状況は厳しい状況が続いており、信用組合の経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

● 業績

このような状況下、当組合では、従来以上に中小規模事業者等のお客様に対して安定的かつ円滑な資金供給や経営支援等の責務を果たしていくためには、盤石な財務基盤を構築することが重要と考え、平成26年3月末に金融機能強化法に基づく資本支援50億円を受け、大幅な自己資本の充実を図りました。

平成26年3月末の預金積金につきましては、前年度(平成24年度)と同様に高い金利でお預かりしていた定期預金の満期到来により解約されたことが主要因となり、対前期末比で3,176百万円減少し、54,043百万円となりました。一方、貸出金につきましては、「創立60周年キャンペーン」を実施し推進を図ってまいりましたが、資金需要が中々盛り上がらない中で他の金融機関との競合も激しくなっていることから、対前期末比で1,280百万円減少し、30,979百万円となりました。収益面では、経常収益は、貸出金の減少及び利回り低下により貸出金利息が減少したことから対前期比で84百万円減少し、1,091百万円となりました。経常費用は、預金利息の減少、経費の削減等により、本来的な業務に係る費用については利益を計上できる水準に留めることができましたが、将来のリスク軽減のために、予防的な貸倒引当処理939百万円、有価証券の売却に伴う損失141百万円を計上したことから対前期比で701百万円増加し2,017百万円となりました。この結果、経常利益は▲926百万円、当期純利益は▲945百万円となりました。

● 事業の展望及び課題

平成26年度においては、金融機能強化法に基づく公的資金活用に伴い、財務基盤の充実・強化を図ることができ、将来にわたってお客様により一層円滑な信用供与を行っていくことができることとなりました。公的資金活用に当たっては、平成25年度を初年度とする3か年間の「経営強化計画」を策定しており、これに基づいて営業推進体制を再構築し、お客様のニーズ把握に努め貸出金増強による収益力強化を図ってまいります。特に、業域先との取引強化、中小規模事業者の経営改善等支援への取組強化を推進してまいります。また、審査体制の厳格化や取引先管理の徹底等による信用リスク管理の強化、業務の効率化や予算管理の徹底等による経営効率化を引き続き重点課題として取り組んでまいります。

第 6 1 期貸借対照表 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

項 目	平成24年度	平成25年度	項 目	平成24年度	平成25年度
現 金	840,804	1,179,887	預 金 積 金	57,219,273	54,043,033
預 け 金	20,678,024	31,371,235	当 座 預 金	359,616	312,996
(うち全信組連預け金)	(19,072,427)	(30,003,434)	普 通 預 金	14,002,948	14,551,038
有 価 証 券	9,103,451	708,740	通 知 預 金	9,490	9,490
国 債	7,033,347	—	定 期 預 金	38,680,950	35,456,904
地 方 債	—	—	定 期 積 金	4,129,025	3,529,450
社 債	—	—	そ の 他 の 預 金	37,240	183,152
株 式	131,740	8,740	そ の 他 負 債	612,020	396,949
投 資 信 託	1,111	—	未 決 済 為 替 借	10,169	9,060
外 国 証 券	1,937,253	700,000	未 払 費 用	431,286	197,642
貸 出 金	32,259,243	30,979,061	給 付 補 填 備 金	31,302	22,171
割 引 手 形	13,321	6,154	未 払 法 人 税 等	4,080	4,200
手 形 貸 付	1,431,611	1,641,477	前 受 収 益	13,518	22,651
証 書 貸 付	30,690,788	29,204,199	未 払 諸 税	8,803	4,575
当 座 貸 越	123,522	127,229	未 払 配 当 金	10,869	7,969
そ の 他 資 産	364,119	309,244	払 戻 未 済 金	92,297	121,950
未 決 済 為 替 貸	3,255	2,713	職 員 預 り 金	—	—
全 信 組 連 出 資 金	130,000	130,000	リ ー ス 債 務	9,688	6,707
そ の 他 出 資 金	10	10	そ の 他 の 負 債	3	20
前 払 費 用	4,430	4,200	賞 与 引 当 金	5,989	5,513
未 収 収 益	113,060	72,607	退 職 給 付 引 当 金	102,821	113,758
そ の 他 の 資 産	113,362	99,712	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
有 形 固 定 資 産	1,354,727	1,306,355	そ の 他 引 当 金	1,550	2,150
建 物	245,386	214,953	繰 延 税 金 負 債	—	—
土 地	1,082,902	1,074,532	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22,148	22,148
リ ー ス 資 産	9,688	6,707	債 務 保 証	4,770	3,410
建 設 仮 勘 定	—	—	負 債 の 部 合 計	57,968,575	54,586,964
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16,749	10,162	(純 資 産 の 部)		
無 形 固 定 資 産	2,526	—	出 資 金	2,899,055	5,277,732
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—	普 通 出 資 金	899,055	777,732
の れ ん	—	—	優 先 出 資 金	2,000,000	4,500,000
リ ー ス 資 産	—	—	資 本 剰 余 金	—	2,500,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,526	—	資 本 準 備 金	—	2,500,000
繰 延 税 金 資 産	—	—	利 益 剰 余 金	△ 1,197,097	△ 2,142,689
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—	利 益 準 備 金	—	—
債 務 保 証 見 返	4,770	3,410	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 1,197,097	△ 2,142,689
貸 倒 引 当 金	△ 4,983,026	△ 5,578,604	特 別 積 立 金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△4,543,530)	(△5,090,488)	(経営強化積立金)	—	—
			当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 1,197,097	△ 2,142,689
			組 合 員 勘 定 合 計	1,701,958	5,635,042
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 103,214	—
			土 地 再 評 価 差 額 金	57,323	57,323
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 45,890	57,323
			純 資 産 の 部 合 計	1,656,067	5,692,365
資 産 の 部 合 計	59,624,642	60,279,330	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	59,624,642	60,279,330

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式および投資信託以外は、事業年度末の市場価格等に基づく時価法、株式および投資信託については、期末月1ヶ月における営業日の市場価格の平均に基づいて算定された価格、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 593百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 672百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、合理的な調整を算出。
- ※ 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △289百万円
- 有形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年～47年
その他 3年～15年
- 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、残存期間を零としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、会計基準額変更時差異（184百万円）については、15年による按分額、中小企業退職金共済機構の退職金共済契約への移行により増額した退職給付債務（55百万円）は職員平均残存勤務期間21年による按分額を費用処理しております。また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
制度全体の積立状況に関する事項（25年3月31日現在）
年金資産の額…………… 320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額…………… 321,338百万円
差引額…………… △782百万円
制度全体に占める当組合の掛金拠出の割合
（平成24年4月～平成25年3月分） 0.315%
- 睡眠預金払戻損失引当金は負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来にお

- る支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額……………968百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は744百万円、延滞債権額は7,621百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由から生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は735百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,101百万円であります。
なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、6百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 1,001百万円
- 出資1口当たりの純資産額は▲840円67銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（SKC-ALMシステム活用）をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合の定款業種先および事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による債権会議や融資審議会を開催し、審議・報告を行っております。
②市場リスクの管理
(i)為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(ii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。
このうち総務部経理グループでは、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会において定期的に報告され

ております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規程の下、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

尚、時価を把握することが困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	31,371	31,426	55
(2)有価証券	700	653	△ 46
満期保有目的の債券	700	653	△ 46
(3)貸出金	30,979		
貸倒引当金	△ 5,578		
	25,401	27,158	1,757
金融資産計	57,472	59,237	1,765
(1)預金積金	54,043	54,262	219
金融負債計	54,043	54,262	219

金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式及び投資信託は、期末月（3月）営業日の平均残高の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については2.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求性預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下26、まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

[時価が貸借対照表計上額を超えるもの]
 ……………該当なし……………

[時価が貸借対照表計上額を超えないもの]

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
そ の 他	700 百万円	653 百万円	46 百万円
小 計	700 百万円	653 百万円	46 百万円
合 計	700 百万円	653 百万円	46 百万円

時価は当事業年度における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

[貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの]
 ……………該当なし……………

[貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの]
 ……………該当なし……………

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
6,600 百万円	88 百万円	141 百万円

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券				700 百万円
国 債				
地 方 債				
社 債				
そ の 他				700 百万円
合 計				700 百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金	517 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,166 百万円
減価償却限度超過額	37 百万円
その他有税分	31 百万円
繰延税金資産小計	1,753 百万円
評価性引当額	▲ 1,753 百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金負債	22 百万円
繰延税金負債合計	22 百万円
繰延税金負債の純額	22 百万円

当組合の概要
 当組合の組織
 当組合の業務
 当組合の経営方針
 当組合の業績
 当組合の財務状況
 当組合のリスク
 当組合の環境
 当組合の社会貢献
 当組合の株主
 当組合の役員
 当組合の監事
 当組合の経理
 当組合の法律
 当組合の会計
 当組合のIT
 当組合のその他

第61期損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	1,176,301	1,091,522
資 金 運 用 収 益	1,085,409	931,989
貸 出 金 利 息	946,285	825,253
預 け 金 利 息	66,061	64,729
有価証券利息配当金	67,860	36,805
その他の受入利息	5,201	5,200
役 務 取 引 等 収 益	25,805	32,219
受入為替手数料	21,593	22,968
その他の役務収益	4,212	9,251
そ の 他 業 務 収 益	57,810	88,736
国債等債券売却益	25,626	63,914
国債等債券償還益	2,834	502
その他の業務収益	29,348	24,319
そ の 他 経 常 収 益	7,276	38,576
償 却 債 権 取 立 益	1,560	1,372
株 式 等 売 却 益	-	24,593
その他の経常収益	5,716	12,251
経 常 費 用	1,315,871	2,017,628
資 金 調 達 費 用	220,047	165,609
預 金 利 息	202,823	154,113
給付補填備金繰入額	17,224	11,492
借 用 金 利 息	-	3
その他の支払利息	-	-
役 務 取 引 等 費 用	19,820	22,587
支 払 為 替 手 数 料	6,629	6,447
その他の役務費用	13,191	16,139
そ の 他 業 務 費 用	197	142,840
国債等債券売却損	65	141,341
その他の業務費用	132	1,499

科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 費	791,666	728,490
人 件 費	544,386	490,504
物 件 費	234,449	225,144
税 金	12,831	12,841
そ の 他 経 常 費 用	284,138	958,100
貸倒引当金繰入額	259,007	939,785
貸 出 金 償 却	2,171	-
そ の 他 資 産 償 却	3,000	-
その他の経常費用	19,960	18,315
経 常 利 益	△ 139,570	△ 926,106
特 別 利 益	64,100	-
役員退職慰労引当金取崩額	64,100	-
特 別 損 失	97	14,718
固定資産処分損	97	2,247
減 損 損 失	-	12,471
税引前当期純利益	△ 75,567	△ 940,824
法人税、住民税及び事業税	5,348	4,767
法 人 税 等 調 整 額	-	-
法 人 税 等 合 計	5,348	4,767
当 期 純 利 益	△ 80,916	△ 945,592
繰越金(当期首残高)	△ 1,116,180	△ 1,197,097
当 期 未 処 理 損 失 金	△ 1,197,097	△ 2,142,689

■損益計算書の注記事項

1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たりの当期純利益 △525.85円

3.当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

- i. 区分 共用資産
用途 保養所(逗子)
減損損失 土地8,027千円 建物1,916千円 合計9,944千円

- ii. 区分 共用資産
用途 電話加入権
減損損失 2,526千円

当組合は、営業店単位でグルーピングしており(本部は本店と同一)、保養所等の厚生施設及び電話加入権は共用資産としております。保養所及び電話加入権について、市場価格が簿価に対して著しく下落しているため、正味売却価額を回収可能額として減損処理を実施し、減損損失額については、特別損失に計上いたしました。

なお、電話加入権については、実質的な価値はないと考え、正味売却価額をゼロと評価しております。

損失処理(剰余金処分)計算書

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当 期 未 処 理 損 失 金	△ 1,197,097	△ 2,142,689
損 失 金 処 理 額	-	-
資 本 準 備 金 取 崩 額	-	2,142,689
利 益 準 備 金 取 崩 額	-	-
経 営 強 化 積 立 金 取 崩 額	-	-
次 期 繰 越 金	△ 1,197,097	-

粗利益

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
資 金 運 用 収 益	1,085,409	931,989
資 金 調 達 費 用	220,047	165,609
資 金 運 用 収 支	865,361	766,379
役 務 取 引 等 収 益	25,805	32,219
役 務 取 引 等 費 用	19,820	22,587
役 務 取 引 等 収 支	5,984	9,632
そ の 他 業 務 収 益	57,810	88,736
そ の 他 業 務 費 用	197	142,840
そ の 他 業 務 収 支	57,612	△ 54,103
業 務 粗 利 益	928,958	721,908
業 務 粗 利 益 率	1.47%	1.20%

【注】

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 147	△ 153
支 払 利 息 の 増 減	△ 96	△ 54

資金運用勘定 調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
		百 万 円	千 円	%
資 金 運 用 勘 定	平成24年度	63,116	1,085,409	1.71
	平成25年度	59,952	931,989	1.55
う ち 貸 出 金	平成24年度	32,263	946,285	2.93
	平成25年度	31,438	825,253	2.62
う ち 預 け 金	平成24年度	27,370	66,061	0.24
	平成25年度	23,483	64,729	0.27
う ち 有 価 証 券	平成24年度	3,352	67,860	2.02
	平成25年度	4,900	36,805	0.75
資 金 調 達 勘 定	平成24年度	58,202	220,047	0.37
	平成25年度	55,004	165,609	0.30
う ち 預 金 積 金	平成24年度	58,202	220,047	0.37
	平成25年度	55,003	165,606	0.30
う ち 譲 渡 性 預 金	平成24年度	—	—	—
	平成25年度	—	—	—
う ち 借 用 金	平成24年度	—	—	—
	平成25年度	0	3	0.31

【注】

資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(24年度 48百万円、25年度 10百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	△ 0.23	△ 1.53
総資産当期純利益率	△ 0.13	△ 1.56

【注】

$$\text{総資産経常(当期)利益率} = \frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)}} \times 100$$

総資金利ざや等

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
資金運用利回	1.71	1.55
資金調達原価率	1.73	1.62
総資金利ざや	△ 0.02	△ 0.07

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、%、口、人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	1,559	1,468	1,288	1,176	1,091
経常利益	140	△ 539	△ 3,921	△ 139	△ 926
当期純利益	72	△ 534	△ 4,120	△ 80	△ 945
預金積金残高	59,780	60,913	60,598	57,219	54,043
貸出金残高	42,105	39,339	33,640	32,259	30,979
有価証券残高	4,728	5,309	3,927	9,103	708
総資産額	63,151	63,605	63,299	59,624	60,279
純資産額	2,613	1,964	1,774	1,656	5,692
自己資本比率(単体)	6.86	6.02	6.46	6.48	19.95
出資総額	1,121	1,130	2,991	2,899	5,277
出資総口数	2,243,331	2,260,642	2,382,461	2,198,111	2,205,464
出資に対する配当金	33	11	—	—	—
職員数	82	80	75	70	62

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 職員数について、過年度誤った数値を開示しておりましたので、正しい数値に修正しております(なお、本件修正については、すでに平成26年3月27日、当組合のホームページにおいて公表しております)。

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	期中平残	期 末	期中平残	期 末
預 貸 率	55.43%	56.37%	57.15%	57.32%
預 証 率	5.76%	15.90%	8.90%	1.31%

貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	2	—

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種目	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	13,753	23.6	14,430	26.2
定期性預金	44,448	76.3	40,573	73.8
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	58,202	100.0	55,003	100.0

定期預金種別残高

(単位：百万円)

区分	平成24年度	平成25年度
固定金利	38,680	35,456
変動金利	—	—
その他	—	—
合計	38,680	35,456

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	37,067	64.7	35,069	64.9
法人	20,151	35.2	18,973	35.1
(一般法人)	(20,119)	(35.1)	(18,791)	(34.8)
(金融機関)	(5)	(0.0)	(3)	(0.0)
(公金)	(27)	(0.0)	(179)	(0.3)
合計	57,219	100.0	54,043	100.0

貸出金種別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	18	0.0	13	0.0
手形貸付	1,739	5.3	1,402	4.5
証書貸付	30,381	94.1	29,896	95.1
当座貸越	123	0.3	125	0.4
合計	32,263	100.0	31,438	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分		平成24年度		平成25年度	
固 定 金 利 貸 出		18,976		16,724	
変 動 金 利 貸 出		13,283		14,255	
合 計		32,259		30,979	

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	平成24年度	5,999	—	507	526	—	7,033
	平成25年度	—	—	—	—	—	—
地 方 債	平成24年度	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—	—	—
株 式	平成24年度	—	—	—	—	131	131
	平成25年度	—	—	—	—	8	8
そ の 他 証 券	平成24年度	—	—	—	1,937	1	1,938
	平成25年度	—	—	—	700	—	700
合 計	平成24年度	5,999	—	507	2,463	132	9,103
	平成25年度	—	—	—	700	8	708

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	591	17.6	2,994	61.1
地 方 債	360	10.7	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	108	3.2	9	0.2
そ の 他 証 券	2,293	68.4	1,896	38.7
合 計	3,352	100.0	4,900	100.0

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
帳簿価額	9,206	708
時 価	8,850	661
評価損益	△ 356	△ 46

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

科 目		平成24年度		平成25年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金		15,687	48.6	15,477	49.9
設 備 資 金		16,571	51.4	15,501	50.1
合 計		32,259	100.0	30,979	100.0

(注) 従来個人取引を除いて記載しておりましたが、今回から貸出残高総合計の内訳表示といたします。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

担保の種類別	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,834	5.6	1,446	4.7
有価証券	77	0.2	2	0.0
動産	—	—	—	—
不動産	24,473	75.8	24,279	78.4
その他	28	0.0	27	0.0
小計	26,414	81.8	25,754	83.1
信用保証協会・信用保険	889	2.7	1,096	3.5
保証	879	2.7	753	2.4
信用	4,075	12.6	3,376	11.0
合計	32,259	100.0	30,979	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	790	2.5	613	2.0
農業、林業	2	0.0	1	0.0
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	623	1.9	931	3.0
電気、ガス、熱供給、水道業	46	0.1	—	—
情報通信業	1,052	3.3	844	2.7
運輸業、郵便業	307	1.0	333	1.1
卸売業、小売業	710	2.2	641	2.1
金融業、保険業	317	1.0	184	0.6
不動産業	10,296	31.9	10,330	33.3
物品賃貸業	11	0.0	—	—
学術研究、専門・サービス業	—	—	—	—
宿泊業	505	1.6	352	1.1
飲食業	997	3.1	658	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	453	1.4	280	0.9
教育、学習支援業	140	0.4	123	0.4
医療、福祉	3,400	10.6	3,269	10.6
その他のサービス	2,431	7.5	2,782	9.0
その他の産業	1,647	5.1	1,358	4.4
小計	23,736	73.6	22,705	73.3
地方公共団体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	8,522	26.4	8,273	26.7
合計	32,259	100.0	30,979	100.0

(注) 1.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2.平成24年度について、誤った数値を開示しておりましたので、正しい数値に修正しております（なお、本件修正については、すでに平成26年3月27日、当組合のホームページにおいて公表しております）。

自己資本の充実の状況

バーゼルⅡ第3の柱に係るディスクロージャー項目

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成24年度
基本的項目(A)	1,701
出資金	2,899
うち非累積的永久優先出資	2,000
利益準備金	—
特別積立金	—
次期繰越額	△ 1,197
その他有価証券の評価差損	—
補完的項目(B)	221
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の45%相当額	35
一般貸倒引当金	439
補完的項目不算入額	△ 254
自己資本総額(C)	1,923
リスク・アセット等計(D)	29,655
資産(オン・バランス)項目	27,758
オフ・バランス取引等項目	4
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,892
自己資本比率(C / D) * 100	6.48%

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による 不算入額	項目	平成25年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,635		うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,635		うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、利益剰余金の額	—		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
うち、外部流出予定額(△)	—		コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		自己資本		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	356		自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	6,027	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	356		リスク・アセット等 (3)		
うち、適格引当金コア資本算入額	—		信用リスク・アセットの額の合計額	28,540	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		資産(オン・バランス項目)	28,536	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△70	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	35		うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,027		うち、繰延税金資産	—	
コア資本に係る調整項目 (2)			うち、前払年金費用	—	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150	
うち、のれんに係るものの額	—	—	うち、上記以外に該当するものの額	79	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—	オフ・バランス等取引項目	3	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	
適格引当金不足額	—	—	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,661	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	信用リスク・アセット調整額	—	
前払年金費用の額前払年金費用の額前払年金費用の額	—	—	オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	30,202	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	自己資本比率		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	自己資本比率(ハ/ニ)	19.95%	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—			
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—			

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスク (標準的手法が適用されるポートフォリオごとエクスポージャー)	27,763	1,110	28,540	1,141
(1) ソブリン向け	—	—	—	—
(2) 金融機関向け	4,463	178	6,414	256
(3) 法人等向け	10,943	437	9,586	383
(4) 中小企業等・個人向け	625	25	697	27
(5) 抵当権付住宅ローン	1,603	64	1,384	55
(6) 不動産取得等事業向け	7,159	286	8,065	322
(7) 三月以上延滞等	1,029	41	609	24
(8) 上記以外	1,939	77	1,782	71
ロ. オペレーショナル・リスク	1,892	75	1,661	66
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	29,655	1,186	30,202	1,208

(注)1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内でソブリン扱いになっているもの)のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間の正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている非累積的永久優先出資により構成されております。

調達手段の種類	調達手段の概要
普通出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 777百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 ア. 2,000百万円(平成24年3月発行分) イ. 2,857百万円(平成26年3月発行分)(注) ③配当率 ア. 5年物円金利スワップレート+0.7% (5年毎に見直し) イ. 12ヶ月円Tibor+0.51% (毎年見直し)

(注)2,857百万円のうち2,500百万円は優先出資金、357百万円は資本準備金として計上しております。

4. 信用リスクに関する事項

▶ リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合が資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことを言います。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」とそれに基づく各種規則を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、融資審議会及び債権会議で協議、検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会など経営陣への報告を行う態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関して、破綻懸念先は未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先は未保全額の全額を計上しております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用エクスポージャー期末残高									三ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引				
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	
国内	62,665	65,157	32,325	31,038	7,033	—	—	—	4,170	3,569	
国外	1,937	700	—	—	1,937	700	—	—	—	—	
地域別合計	64,602	65,857	32,325	31,038	8,970	700	—	—	4,170	3,569	
製造業	792	614	792	614	—	—	—	—	126	123	
農業、林業	2	1	2	1	—	—	—	—	—	0	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	624	931	624	931	—	—	—	—	91	76	
電気・ガス・熱供給・水道業	169	—	46	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	1,053	845	1,053	845	—	—	—	—	448	327	
運輸業、郵便業	307	335	307	335	—	—	—	—	67	68	
卸売業、小売業	710	642	710	642	—	—	—	—	26	3	
金融業、保険業	22,942	32,385	319	184	1,937	700	—	—	89	—	
不動産業	10,305	10,334	10,305	10,334	—	—	—	—	1,861	1,733	
物品賃貸業	11	—	11	—	—	—	—	—	11	—	
学術研究、専門・技術サービス業	—	25	—	25	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	505	352	505	352	—	—	—	—	164	27	
飲食業	997	657	997	657	—	—	—	—	457	353	
生活関連サービス業、娯楽業	453	549	453	549	—	—	—	—	48	46	
教育、学習支援業	140	123	140	123	—	—	—	—	122	122	
医療、福祉	3,402	5,301	3,402	5,301	—	—	—	—	28	27	
その他のサービス	2,433	1,820	2,433	1,820	—	—	—	—	211	195	
その他の産業	1,648	—	1,648	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	7,033	—	—	—	7,033	—	—	—	—	—	
個人	8,570	8,318	8,570	8,318	—	—	—	—	416	465	
その他	2,497	2,609	—	—	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	64,602	65,857	32,325	31,038	8,970	700	—	—	4,170	3,569	
1年以下	36,468	25,270	14,009	14,807	5,999	—	—	—	—	—	
1年超3年以下	9,938	11,331	6,338	4,831	—	—	—	—	—	—	
3年超5年以下	4,150	7,069	3,550	3,569	—	—	—	—	—	—	
5年超7年以下	1,289	1,290	1,289	1,290	—	—	—	—	—	—	
7年超10年以下	2,301	1,493	1,794	1,493	507	—	—	—	—	—	
10年超	4,881	3,906	2,418	2,406	2,463	700	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	3,200	14,058	2,918	2,634	—	—	—	—	—	—	
その他	2,375	1,460	4	3	—	—	—	—	—	—	
残存期間別合計	64,602	65,857	32,325	31,038	8,970	700	—	—	4,170	3,569	

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びオフ・バランス取引」には、貸出金、貸出金の未取利息、与信に対する仮払金、債務保証見返、当座貸越等のコミットメントの与信相当額を含んでおります。
2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。
4. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
5. 平成24年度について、誤った数値を開示しておりましたので、正しい数値に修正しております(なお、本件修正については、すでに平成26年3月27日、当組合のホームページにおいて公表しております)

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	24年度	25年度	24年度	25年度	目的使用		その他		24年度	25年度
					24年度	25年度	24年度	25年度		
一般貸倒引当金	385	439	439	488	—	—	385	439	439	488
個別貸倒引当金	4,339	4,543	635	1,168	0	344	430	277	4,543	5,090

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	24年度	25年度	24年度	25年度	目的使用		その他		24年度	25年度	24年度	25年度
					24年度	25年度	24年度	25年度				
製造業	93	92	—	8	—	—	1	0	92	100	0	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	60	59	—	1	—	—	0	—	59	60	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	12	13	1	—	—	—	—	13	13	—	—	—
情報通信業	945	935	52	19	—	119	63	55	935	779	0	—
運輸業、郵便業	41	42	1	21	—	—	—	—	42	64	—	—
卸売業、小売業	26	6	0	60	—	6	19	0	6	60	0	—
金融業、保険業	17	19	2	30	—	3	—	16	19	30	0	—
不動産業	1,896	1,954	275	505	—	53	47	128	1,954	2,278	0	—
物品賃貸業	5	10	5	—	—	—	—	10	10	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	162	161	—	—	—	133	1	1	161	26	—	—
飲食業	292	270	11	65	—	10	33	41	270	283	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	129	8	6	—	—	3	126	—	8	5	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
医療、福祉	1	178	162	310	—	1	—	10	178	478	0	—
その他のサービス	311	360	70	9	—	6	10	2	360	361	0	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	343	428	45	145	0	7	125	6	428	559	1	—
合計	4,339	4,543	635	1,168	0	344	430	277	4,543	5,090	2	—

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウエイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	格付あり		格付なし	
	24年度	25年度	24年度	25年度
0%	—	—	8,174	1,179
10%	—	—	849	790
20%	22,315	32,071	3	2
35%	—	—	4,614	3,978
50%	—	—	—	—
75%	—	—	1,150	1,228
100%	—	—	21,738	20,586
150%	—	—	1,223	747
250%	—	—	—	100
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	22,315	32,071	37,753	28,613

(注)1.「格付あり」とは、自己資本比率算定上、適格格付機関が付与している格付を適用しているエクスポージャーです。

2. エクスポージャーとは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

▶ リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。与信の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金・有価証券・動産等、保証には、人的保証及び信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「営業店事務取扱内規」及び「担保財産の評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、上述の「営業店事務取扱内規」や各種約定書に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、貸出金と自組合預金積金の相殺等が認められておりますが、当組合は適用していません。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

▶ (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、又は外生的事象により損失を被るリスク及び金融機関自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスクです。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、情報セキュリティリスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、風評リスク、事業継続リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクに定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらのリスクに関しましては、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する態勢を整備しております。

▶ (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

9. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

▶ リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、全国信用協同組合連合会への出資金等が該当しますが、その取扱に当たっては「余資運用基準」に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は定期的に常勤理事会へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理につきましては、内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき適正に処理しております。

(1) 出資等エクスポージャー貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	100	124	—	—
非上場株式等	138	138	138	138
合計	239	262	138	138

(注) 1. 上場株式等とは、取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式です。
2. 非上場株式等には、全信組連出資金、(株)商工中金及び信組情報サービス(株)が含まれます。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	—	24
売却損	—	—
償却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	23	—

(注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。
2. 子会社株式及び関連会社株式については、該当ありません。

10. 金利リスクに関する事項

▶ (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、資産と負債が市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当組合では資産と負債の金利差による収益が収益計上の柱であることから、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品導入による影響など、定期的に管理を行い、常勤理事会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

▶ (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手段の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

- 計測手法
「金利ラダー方式」を採用しております。
- コア預金
対象：流動性預金全般(当座、普通等)
算定方法：①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現在高から差引いた残高 ③現在高の50%相当額
以上の3つのうち最小の額を上限
満期：5年以内(平均2.5年)
- 金利感応資産・負債
預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- 金利ショック幅
99パーセンタイル値
- リスク計測の頻度
毎月

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	225	164

不良債権処理について

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

	区 分	リスク管理債権(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%)(B+C)/A
平成25年度	破綻先債権	744	34	709	100%
	延滞債権	7,621	3,180	4,374	99%
	3ヶ月以上延滞債権	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	735	473	88	76%
	合 計	9,101	3,688	5,172	97%
平成24年度	破綻先債権	744	177	626	100%
	延滞債権	7,060	2,931	3,886	96%
	3ヶ月以上延滞債権	2	2	0	100%
	貸出条件緩和債権	354	153	11	46%
	合 計	8,161	3,210	4,521	94%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ. 会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ. 会社法の規定による特別清算会の申立てがあった債務者、ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

	区 分	開示債権(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%)(B+C)/A
平成25年度	金融再生法上の不良債権	9,112	3,696	5,172	97%
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,721	1,039	3,680	100%
	危険債権	3,655	2,183	1,404	98%
	要管理債権	735	474	88	76%
	正 常 債 権	21,924			
	合 計	31,038			
平成24年度	金融再生法上の不良債権	8,166	3,210	4,524	94%
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,738	1,380	3,358	100%
	危険債権	3,070	1,673	1,155	92%
	要管理債権	356	156	11	46%
	正 常 債 権	24,159			
	合 計	32,325			

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

総代会

総代会から

1. 総代会の役割

信用組合は、中小企業者や勤労者による相互扶助を理念とした協同組織の金融機関です。したがって、組合員の出資口数の多少にかかわらず、一人一票の選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することになります。

しかし、当組合は組合員数が多いために、中小企業等協同組合法第55条（組合員数が多い場合は総会に代えて、総代会を設けることができる。）の規定により総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であります。総代会は、組合員の中から選挙により選任された各総代により運営されております。

2. 総代の任期及び定数

- ・ 総代の任期は、3年です。
- ・ 総代の定数は、105人以上120人以内で、組合員数に応じて選挙区（「5.選挙区」参照）ごとに定められており、平成26年6月30日現在の総代数は、107名となっております。

3. 総代の選任方法

- ・ 総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。
- ・ 総代の選任は、選挙により選任されます。

4. 第61期通常総代会の決議事項

平成26年6月24日開催の第61期通常総代会において、次の議案が上程され原案どおり承認、報告がされました。

▶ ① 報告事項

第1号報告 第61期事業報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

▶ ② 決議事項

第1号議案 第61期損失処理(案)承認の件
第2号議案 第62期事業計画及び収支予算(案)承認の件
第3号議案 役員任期満了による改選の件
第4号議案 役員報酬承認の件
第5号議案 定款変更承認の件
第6号議案 組合員の除名承認の件

5. 選挙区 平成26年6月末現在(107名)

- ・ 第1区は、千代田、中央、港、文京、台東、墨田、江東、品川、北、荒川、足立、葛飾、江戸川の13区で29人となっております。
- ・ 第2区は、新宿、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、練馬の10区で30人となっております。
- ・ 第3区は、第1区・第2区の地域を除く東京都下の市と、神奈川県川崎市及び横浜市並びに埼玉県朝霞市、入間市、所沢市、戸田市、新座市及び飯能市の1都2県・計14市で48人となっております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

[基本報酬]

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

[退職慰労金](平成24年6月廃止)

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	38	39
監事	10	11
合計	48	50

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。(退任役員を含む。)

注3. 使用人兼務理事1名の使用人分の給与(賞与含む)は、7百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における給与体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上給与を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬額等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の給与体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた給与となっていないため、職員が過度なリスクを引越すような給与体系はありません。

財務諸表の適応性及び内部監査の有効性について

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月24日
東京厚生信用組合
理事長

稲村久仁雄

法定監査の状況

当組合は、特定信用組合であることから貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定により、会計監査人である九段監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月22日

東京厚生信用組合
理事会 御中

九 段 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 大 淵 英 道
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 並 河 慎 一
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に基づき、東京厚生信用組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の貸借対照表、損益計算書、損失金処理計算書及びその附属明細書について監査を行った。

計書書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計書書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計書書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計書書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計書書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査手続を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計書書類及びその附属明細書の信頼性及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計書書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計書書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含めた全体としての計書書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計書書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計書書類及びその附属明細書に係る期間の財政及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利用期間
組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利用期間はない。

以 上

監査報告書

私ども監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第61期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、検査部門、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の進捗の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計書書類（貸借対照表、損益計算書、損失処理表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果
一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
二 理事の職務の遂行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
(2) 計書書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人九段監査法人の監査の方法及び結果は報告であると認めます。

平成26年5月28日

東京厚生信用組合

常 勤 監 事 平 山 圭 樹

監 事 若 川 裕 一

監 事 石 橋 孝 樹

※ 監事若川裕一、石橋孝樹は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

業務のご案内

○ 預金業務のご案内

種 類	お預入れ額	特 色
普通預金	1円以上(1円単位)	いつでも出し入れが出来る、お財布代わりの預金です。
無利息型普通預金	1円以上(1円単位)	預金保険により全額保護される決済用の普通預金です。この預金には、お利息がつきません。
総合口座 (個人の方のみ)	普通預金は、1円以上 定期預金は、1,000円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットされ、いざと言う時に、定期預金を担保として、定期預金残高の90%、最高300万円まで当座貸越契約で自動融資が受けられる口座です。
定期積金	1,000円以上	契約時に積立期間を決め、月々一定額を掛金として積立て、まとまった金額を作るのに適した積金です。口座からの自動振替もできますが、原則毎月集金に伺います。預入期間1年～5年(年刻み)
スーパー定期	1,000円以上	預入期間1ヵ月～5年、お預入時の利率は満期日まで変わりません。
スーパー定期300	300万円以上1,000万円未満	スーパー定期と同利率が適用されます。
大口定期預金	1,000万円以上	預入期間1ヵ月～5年でまとまった資金の運用に最適です。
期日指定定期預金	1円以上(個人の方のみ)	1年複利のお得な預金です。お預入れ後1年経過すると1ヶ月前のご連絡でいつでも払出しができます(預入期間1～3年)。
当座預金	1円以上(1円単位)	手形や小切手を振り出すことによって支払いができます。決済用預金として預金保険により全額保護されます。
納税準備預金	1円以上	租税(国税・地方税)を納付する資金を準備するための預金で、預金利息には課税されません。
通知預金	一口 5,000円以上	預入後7日間の据置期間内は、払戻しができません。預入の期間に制限はありませんが、払戻しには、預金者から2日以上前に払戻し旨の予告(通知)が必要です。
一般財産形成預金		勤労者が事業主を通じ、給与から天引きで資金を計画的に積立てる預金です。
スーパー定期きままくん [®]	1,000円以上1,000万円未満 (個人の方のみ)	半年複利で、預入6ヵ月後いつでも引き出し自由な5年もの定期預金です。

預金商品の留意事項

金融情勢により預金金利が予告なく変更されることや、預入期間途中のご解約は、約定金利が変更される場合があります。ご利用にあたりましては、当組合の窓口や渉外担当者に、これらの商品に関するご質問を何なりとお申し出下さい。

融資業務のご案内

○ 個人ローンのご案内

種 類	お 使 い 途 な ど
奨学ローン	高校、大学、各種専門学校の入学金、授業料等にご利用下さい。
カーライフローン	マイカーの購入、修理、車検費用等にご利用下さい。
フリーローン(チョイス)	お使いみち自由です。(ただし事業性資金は除きます)
厚信住宅ローン	住宅の購入、買い替え等お住まいにかかる資金にご利用下さい。
リフォームローン	お住まいの増改築・リフォーム等の資金にご利用下さい。
しんくみビジネスローン	運転資金・設備資金にご利用下さい。
カードローン(アラカルト)	お使いみち自由です。
厚信カードローン	お使いみち自由です。

商品ご利用に当たっての留意事項

各種ローンについては、それぞれの内容により、ご融資金額やご返済の期間・方法が異なりますので、当信用組合の本店窓口でお尋ね下さい。

○ 事業者向け融資のご案内

種 類	お 使 い 途 な ど
一般のご融資	手形割引…一般商業手形の割引としてお使い下さい。 手形貸付…運転資金などの短期の資金としてお使い下さい。 証書貸付…設備資金等長期のご融資です。
制度融資	東京都、各市区町村などの各種あっせん融資をお取扱しています。
代理業務	次の機関の代理業務をお取扱しています。お気軽にご相談下さい。 全国信用協同組合連合会、(株)商工中金、(株)日本政策金融公庫、東京都中小企業制度融資、(独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構、(独)住宅金融支援機構・住宅融資保険制度
その他提携業務等	・(独)福祉医療機構提携融資 ・日本商工会議所提携融資

商品ご利用に当たっての留意事項

ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当信用組合の本店窓口にて、ご相談下さい。

○ 業域事業者向け融資のご案内

種 類	お 使 い 途 な ど
医師・歯科医師向け融資	医師・歯科医師及び医療法人等を対象としております。運転資金・設備資金・教育資金にご利用ください。
東京都環境保全協会会員向け融資	東京都環境保全協会会員を対象としております。清掃車購入にご利用ください。
サービス付高齢者向け住宅融資	サービス付高齢者向け住宅運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
認知症高齢者グループホーム事業者向け融資	認知症高齢者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
精神障害者グループホーム業者向け融資	精神障害者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
精神障害者就労支援事業所向け融資	精神障害者就労支援事業所運営事業者等を対象としております。運転資金・設備資金にご利用ください。

商品ご利用に当たっての留意事項

ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当信用組合の本店窓口にて、ご相談下さい。

サービス業務のご案内

種類	サービスの内容
内 国 為 替	全国の金融機関をくまなくネットワーク、お客様に代わって、ご送金のお取扱をいたします。 手形・小切手などの代金の取立もできます。
外 国 為 替	外国への送金をお取扱いいたします。(ご送金のできない国もあります。)
年金・配当金の自動受取り 給 与 振 込	一度の手続きで、あとは毎回自動的にお客様の口座に振込まれます。
公共料金・保険料等自動支払い	給与やボーナスがお勤め先から直接お客様の口座に振込まれますので、必要などきにお引出しができます。 電話・電気・ガス・水道・NHK等の公共料金や保険料の支払いをお客様に代わって預金口座から自動的にお振替いたします。
キャッシュサービス(MICS加盟)	キャッシュカードで全国の提携金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア(一部を除く)のCD・ATMでお引き出し及び残高照会がご利用できます。
デビットカードサービス	J-Debit(ジェイデビット)のマークのあるお店で、端末にお手持ちのキャッシュカードを通し暗証番号を入力するだけで、お買物やお食事などのご利用金額がお客様の口座からお支払いできます。
集 金 業 務	定期積金や売上金の集金業務もお手伝いしております。
貸金庫(本店・小平・青梅支店)	大切な財産や貴重品、重要書類などを安全に保管いたします。
夜間金庫(小平支店)	営業終了後に、専用バッグに入れた売上代金等を夜間金庫に投入していただきますと、翌営業日にお客様のご指定口座にご入金するサービスです。

主な手数料一覧表

平成26年4月1日現在

				ATM	窓 口
振 込	他行宛	電信扱	5万円以上	648円	864円
			5万円未満	432円	648円
	当 組 合 本・支店扱 給 与 振 込		5万円以上	324円	432円
			5万円未満	108円	216円
取 立	他行宛	至急扱	1通につき		1,080円
		普通扱	1通につき		972円
その他	振 込 組 戻 し 料 不 渡 り 手 形 返 却 手 数 料 取 立 手 形 組 戻 し 料 取 立 手 形 店 頭 提 示 料		1通につき		864円
			1通につき		972円
			1通につき		972円
			1通につき		972円
手形・小切手交付手数料		当座約束手形帳	1冊		864円
		当座小切手帳	1冊		648円
		当座為替手形帳	1冊		1,512円
		専用当座(マル専)手形用紙	1枚につき		540円
専用口座開設手数料		割賦販売通知書1通につき			3,240円
各種発行手数料	発 行		自己宛小切手発行手数料	1件	540円
			各種証明書発行手数料	1件	432円
			通帳・証書再発行手数料	1件	1,080円
	再発行		キャッシュカード再発行手数料		540円
			ローンカード再発行手数料		1,080円
当座預金照会票再発行手数料			540円		
その他手数料		株式払込手数料			所定額
		夜間金庫利用手数料	年間		12,960円
		貸金庫利用手数料	年間		12,960円
		両替手数料	51枚以上		324円
		50枚以下(注)			無 料
ATM利用手数料(本・支店)	平 日	9:00~18:00			無 料
融資関係手数料	繰上返済	全額	一部繰上返済		3,240円
			実行日より3年未満		3,240円
			実行日より3年以上5年未満		2,160円
			実行日より5年以上7年未満		1,080円
			実行日より7年以上		無 料
	返済方法の変更		1件		5,400円
	不動産担保 取扱手数料		新規設定	1件	
極度額増額・追加担保・担保差替			1件		10,800円
(根) 抵当権抹消手数料			1件		10,800円

(注)1日1回のみ無料。2回目より324円徴収
(上記手数料には消費税を含んでおります。)

尚、詳しくは営業担当者及び窓口担当者までお問い合わせ下さい。

ディスクロージャー開示項目一覧

単体ベースのディスクロージャー項目

ごあいさつ・当組合の概要 1

【概況・組織】

事業の組織 2
 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) 2
 店舗一覧(事務所の名称・所在地) 1
 自動機器設置状況 1
 地区一覧 1

【主要事業内容】

主要な事業の内容(業務のご案内) 27
 信用組合の代理業者 該当なし

【業務に関する事項】

事業の概況 8
 経常収益 14
 経常利益 14
 当期純利益 14
 預金積金残高 14
 貸出金残高 14
 有価証券残高 14
 総資産額 14
 純資産額 14
 自己資本比率(単体) 14
 出資総額、出資総口数 14
 出資に対する配当金 14
 職員数 14

【主要業務に関する指標】

業務粗利益及び業務粗利益率 13
 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 13
 資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利回り 13
 総資金利ざや等 14
 受取利息、支払利息の増減 13
 総資産経常利益率 14
 総資産当期純利益率 14

【預金に関する指標】

預金種目別平均残高 15
 預金者別預金残高 15
 定期預金種類別残高 15

【貸出金等に関する指標】

貸出金種類別平均残高 15
 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 17
 貸出金利区分別残高 16
 貸出金使途別残高 16

貸出金業種別残高・構成比 17
 預貸率(期末・期中平均) 14

【有価証券に関する指標】

商品有価証券の種類別平均残高 該当なし
 有価証券種類別残存期間別残高 16
 有価証券種類別平均残高 16
 預証率(期末・期中平均) 14

【経営管理態勢に関する事項】

法令遵守の体制 5
 リスク管理体制 5
 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 7

【財産の状況】

貸借対照表、損益計算書、損失金処理(剰余金処分)計算書 9~12
 リスク管理債権及び同債権に関する保全額 24
 (1)破綻先債権
 (2)延滞債権
 (3)3ヶ月以上延滞債権
 (4)貸出条件緩和債権
 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 24
 自己資本充実状況 18~23
 有価証券の取得価額、時価及び評価損益 16
 金銭の信託等の取得価額、時価及び評価損益 該当なし
 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) 21
 貸出金の償却額 15
 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について 26
 法定監査の状況 26

【その他】

継続企業の前提の重要な疑義 該当なし
 総代会について 25
 報酬体系について 25

【地域貢献に関する事項】

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) 4
 地域密着型金融の取組み状況 4
 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 6

【任意の開示項目】

経営理念
 当組合の沿革 3
 手数料一覧 28



企画部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-18
Tel 03-3342-2411(代)
Fax 03-3342-4163

URL <http://www.tokyokosei.co.jp>
メールアドレス:koshin@mxj.mesh.ne.jp